

書評 松田康博著 『台湾における一党独裁体制の成立』

著者	竹内 孝之
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	49
号	8
ページ	61-65
発行年	2008-08
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00007236

松田康博著

『台湾における一党独裁体制の成立』

慶應義塾大学出版会 2006年 x+491+18ページ

たけうち たか ゆき
竹内孝之

はじめに

今日の台湾では総統（大統領）と立法院（議会）が民主的に選出され、台湾住民による国家が成立しているようにも見える。しかし、台湾は歴史上、多くの移民を受け入れ、また多くの外来政権の統治を受けてきた。現在の政治体制も中国国民党（以下、国民党）が中国大陸から持ち込んだ「中華民国」のものを基礎としている。国民党は国共内戦の敗北後、台湾において一党独裁体制を敷いた。そして、中国国家としての「中華民国」という虚構を守るため、台湾撤退前に中国大陸で選出された国会議員の任期を半世紀近くにわたり延長し、台湾の民主化を封じ込め、さらには必要な各種の暴力も厭わなかった。本来、中華民国憲法は人権の尊重や民主的な政治制度を規定している。しかし、国民党は、「中華民国」の存在を主張する道具として同憲法を利用したが、その内容を必ずしも遵守しなかった。

確かに1990年代の民主化後、「中華民国」の統治機構は徐々に変化してきた。しかし、中華民国憲法修正条項には、中国大陸を「中華民国」の領域に含むことを示す条文がいまだに残っている。「外省人」は国民党とともに台湾に移住した者やその子孫であるが、台湾を中国の一部とし、独自の歴史や文化を持つ社会であると考えない者も少なくない。また、台湾の「本省人」の間にも、自分たちが中国人なのか、それとも台湾人という別個の存在なのかというアイデンティティ上の問題が残っている。

本書は、国民党が中国大陸から台湾に移転し、台湾の統治を固める過程について、膨大な一次資料や

著者自身による関係者へのインタビューなどを元に、その詳細をまとめた大著である。本書は一見、オーソドックスな歴史書にみえる。しかし、混乱した時代の史実を詳細に記述する作業は容易ではない。なお、本書により著者は、2007年度のアジア経済研究所発展途上国研究奨励賞を受賞している。

I 本書の構成と概要

本書の構成は、以下のとおりである。

- 序 論 時空の境界を超えた視角から
- 第1章 中国国民党の「改造」
- 第2章 中央の党政関係
- 第3章 党による地方統制
- 第4章 党と軍
- 第5章 党と特務組織
- 第6章 土地改革政策の決定過程
- 終 章 結論

序論では各国における先行研究を概観している。日本やアメリカの先行研究は、中台関係や台湾の民主化、日本植民地時代を扱い、1950年代に焦点を当てたものがない。中国やかつての台湾では、支配政党の公的な見解に縛られ、客観的な分析が行われなかった。今日の台湾では、様々な視点を持つ実証研究が出てきたが、やはり国民党に焦点を当て、かつ1949年の台湾移転前後に跨って分析を行ったものはなかった。これらの空白を埋め、中国大陸を統治できなかった国民党が台湾を長期的に支配できた理由を明らかにするのが著者の狙いであると述べられている。

第1章では国民党による一党支配（「党治」）が台湾で確立した理由を分析している。大陸時代の国民党には、地方派閥と中央派閥の二種類の派閥が存在し、蒋介石の独裁を阻んでいた。地方派閥は国民党・蒋介石による中国統一の過程で加わった軍閥などである。しかし、地方派閥は国共内戦のなかで国民党から離脱し、あるいは台湾撤退時に武装解除されるなどして解体され、蒋介石率いる中央軍に一本化された。中央派閥は主に党中央や中央政府に勢力を

持ち、陳果夫・立夫兄弟を中心とするCC派と蒋介石が校長を務めた黄埔軍官学校の教官や卒業生を中心とする黄埔系が二大派閥とされた。陳兄弟も元々は蒋介石の盟友であったが、蒋介石による国民党政府の主導権回復や腐敗撲滅のための党「改造」の過程で対立し、CC派は民主的な改革案を提示して蒋介石を牽制した。しかし、CC派は国民党の主要委員会や立法院で大きな勢力を持つため、蒋介石が中華民國の政権としての正当性（「法統」）を確保する上で必要な存在であった。とはいえ、蒋介石は台湾移転後に陳立夫を失脚させ（陳果夫も重病により政治生命を失った）、さらに超法規的な手段により党の主導権や国政の独裁権を握った。ただし、蒋介石個人による「領袖独裁型党治」は実現したが、国民党が大陸時代から目指した「組織独裁型党治」は台湾でも実現しなかった。

第2章は国民党と各国家機構との関係を分析している。国民党の台湾撤退は中華民國憲法の施行後であり、国民党が直接国を統治する「以党治国」あるいは「訓政」（平たく言えば、一党独裁）は終了したはずであった。憲政を建前としつつ、如何に事実上の「以党治国」を行ったかが本章の問題関心である。まず、総統府と行政院では党政対立が発生しなかった。総統と党総裁は蒋介石が兼任し、行政院院長には陳誠（黄埔系軍人の筆頭）ら蒋介石の腹心が任命され、党組織（行政院従政党政治小組）より優位だったためである。一方、3つの中央民意代表機構（国会）はいずれも「万年国会」になり、選挙での党公認という各議員への最も有効な統制手段がなくなった。また、地方・中央の各派閥が勢力を持っていたため、党政対立が発生する素地があった。ただし、国民大会は総統の任免や憲法改正を行うだけで、職権や開催回数も少なく、政局への影響力が限られた。また蒋介石は国民代表を無給から有給に変更し、国民大会は憲法改正により蒋介石の独裁を合法化する、という共生関係が両者の間に成立した。監察院は国政調査権を持ち、公務員の不正を告発する常設機関である。しかし、監察委員は90名余りと人数が少ないため、党による統制が比較的容易であり、また立法院と比較して行政院からみた重要性も

低かった。立法院は人数も多く、立法権を持つため恒常的に政策を議論しており、一番厄介であった。立法委員には蒋介石に近い座談会派（三民主義青年団や黄埔系軍人出身者などで構成）もいたが、体制内野党と化したCC派と勢力が拮抗していた。CC派委員は民主政・議会内政党としての国民党を主張した。そして、革命政・議会外政党としての国民党を代表し、党による立法院の指導を試みる蒋介石としばしば対立した。結局、蒋介石は様々な利益交換や役職の提供により、立法委員を少しずつ懐柔するようになった。なお、司法院や考試院、特に前者に対する党組織の形成や介入は、憲政の建前から憚られ、実際の関与も限定的であったとされている。

第3章は国民党の地方支配を分析している。大陸では「地方派閥型党治」と「中央派閥型党治」の省があった。前者は地方派閥による支配であり、党組織が発展せず、「党治」の実態はなかった。一方、後者は中央政権の影響力が強い省を指すが、CC派中心の党と他派閥主導の政府が対立する、という中央と同様の構図が持ち込まれた。戦時中は政府優位の戦時体制が敷かれたが、戦後の民主化の試みが派閥抗争を再発させ、国共内戦での敗北を招いた。一方、台湾は終戦直後に国民党政権に接収されたが、土着の有力者（「阿海」）には日本協力者が多く、中国大陸で国民党に従事した台湾出身者（「半山」）を除いて国民党での影響力を持たなかった。そのため、陳儀台湾省行政長官^(註1)ら省行政長官公署に勢力を持つ政学系、台湾省党部や県・市長に勢力を持つCC派（半山も比較的多く登用した）、三民主義青年団（公職から漏れた本省人も吸収）が対立する「中央派閥型党治」の様相をみせた。この派閥間抗争は、国民党政権に対する本省人の不満が爆発した二・二八事件を拡大させ、中央軍による鎮圧と議員など本省人エリートの大量虐殺をもたらした。事件後は「台人治台」＝台湾の民主化も検討されたが、台湾撤退により中華民國と台湾の領域が重なり、民選の台湾省長が蒋介石の地位を脅かしかねないため、省長の民選化は中止された。さらに省党部など地方党組織も蒋介石に近い陳誠や蔣経国（蒋介石の長男、後の総統）ら外省人が主導権を握った。特に省政府は中

中央政府と同様、行政の首長が党をリードする形になった。省議会や縣市以下の首長・議会は本省人が中心だが、民選であったため、選挙での党公認を用いた議員への統制が有効に機能した。外省人が地方党组织を牛耳ったことには、国民党による大陸復帰への準備の意味もあった。ただし、党外の候補者が当選する可能性もあったため、特務による選挙妨害や候補者の逮捕などの迫害を行い、また（台湾各地の）地方派閥を国民党に取り込み、首長や議会の多数を維持した。結果的に、県・市レベル以下では、本省人中心の「地方派閥型党治」の様相もみられたのである。国民党が地方選挙の実施や本省人政治家の台頭をある程度許容したのはアメリカの援助を引き出すためであったことや、朝鮮戦争勃発でアメリカの民主化圧力が軽減したことも指摘されている。

第4章は軍の派閥解消と蒋介石による軍掌握の過程を分析している。本格的な空軍力（1947年以前は陸・海軍の航空隊）は元々、中央軍に集中していた。海軍には4つの学閥が存在したが、日本の攻撃により規模縮小と統合を余儀なくされ、蒋介石側近（陸軍）が海軍を掌握した。陸軍でも日本軍の占領地拡大により地方軍閥が打撃を受け、中央軍の比重が高まった。戦後の更なる中央化は地方軍閥の部隊や非主流派の艦船による寝返りを誘発し、国共内戦での敗因にもなった。しかし、台湾撤退では海・空軍を独占する中央軍が主導し、渡航した地方軍閥の部隊を解体・武装解除して軍の中央化を完成させた。さらに蒋介石は、台湾省主席を務めながら中央軍の台湾撤退を指揮した陳誠も警戒した。そこで、米軍事顧問団の勧告を利用して部隊の整理と人事異動を頻繁に行い、新しい派閥の形成を防止した。また、蔣経国をトップとする政治工作系統を軍に張り巡らせ、米軍事顧問団をも牽制しつつ、指揮系統と軍党组织（「特殊党部」）を掌握したのである。軍党组织の所属者は国民党員の半数に達し、地方選挙での動員力にもなった。これに対し、米軍事顧問団はソ連・中国同様、党の軍へ浸透を図るものとして政治工作系統を問題視し、蒋介石に近い軍人も蔣経国に反感を覚えた。ただし、同系統は確かに軍内特務の性格を持ち、いくつかの冤罪を引き起こしたが、大量粛清

には至らなかった。

第5章は特務組織について分析している。特務とは情報・工作活動を指す日本語から中国語にも転用されたが、国民党政権の特務組織の自称ではない。特務には、CC派の「中統」（中国国民党調査統計局）と、黄埔系の「軍統」（国府軍事委員会調査統計局）の2系統が存在した。中統は共産党の特務・スパイの摘発や抹殺、軍統は軍事情報の収集を任務とした。軍統は戦時中、アメリカへの情報提供も行いつつ規模を拡大し、また蒋介石の意を汲みながら著名人の暗殺もしばしば行い、蒋介石の侍従（黄埔系軍人）と一体化しながら優位を確定した。終戦後、特務の重要性は一時低下したが、台湾移転後は軍統主導で特務の制度化が行われた。当初は秘密組織である「政治行動委員会」が党政軍の情報機関を統括したが、1950年に総統府機要室資料組、55年に国家安全局という表看板を得た。蒋介石は蔣経国に特務を掌握させて自らの権力を守る要とし、蔣経国は特務の汚いイメージと引き換えに後継者としての権力基盤を手に入れた。特務は深刻な「白色テロ」をもたらした。正規の裁判は行われず、軍事裁判での簡易な審判のみで処刑された例や、第三者が身代わりとされた例も多く、被摘発者の95パーセントが冤罪と推測されている。共産党協力者の一部財産を摘発者に与えたことや、無実の者を陥れることへの制裁が軽微なことが、その原因とされる。他にも、事故に偽装した暗殺や、宋美麗（蒋介石夫人）や側近を対象とした盗聴も行われた。こうして、蒋介石は体制内の政敵を牽制しつつ、本省人エリートの政治活動を抑制した。

第6章は土地改革における政策決定過程を分析している。大陸や接収直後の台湾における前期土地改革において、国民党政権は自作農の創出という本格的な後期土地改革を準備した。その政策作成は地位が曖昧な「農復会」のテクノクラートが行った。彼らは陳誠（省主席、後に行政院院長）や蒋介石の支持を受けて、省議会や立法院の反対を抑えて、土地改革の法制化と実施を確保することができた。

以上の議論を踏まえた上で、終章において著者は以下の結論を導き出している。蒋介石は台湾撤退と

いう危機を強みに変え、国民党内の人事バランスを保ち、アメリカの干渉を最小限に止めつつ支援を引き出した。そして、台湾撤退後、地方派閥・軍閥の一掃と中央化に成功し、また、大陸反抗という目標で国民党（特に外省人）を一致団結させることができた。一方で「中華民国」ではすでに憲法を施行し、憲政に移行していた。そこで、蒋介石は憲政の建前を重視しつつ、総統兼党総裁としての自らへの権力集中（「領袖独裁型党治」の実現）を行い、その結果としての「組織独裁型」ではない党治を自らの権力で補完した。こうした外来政権としての国民党の統治の下で、台湾では外省人と本省人の間における「省籍矛盾」が重要な社会亀裂となった。ただし、蒋介石・経国親子が執着したのは、軍と特務の掌握であった。本省人の政府高官は少ないものの、議員への当選や地方党部での抜擢により後の「台湾化」も始まっていた。また、国民党政権は経済政策におけるテクノクラートの裁量が大きく、政治指導者の権威は彼らの政策実施を阻害するのではなく、後押しするものであった。このことが後の経済発展を支えた。さらに、憲政の建前や台湾省の存続、不完全だが議員や地方首長選挙が実施は、後の民主化にもつながった。

II 本書に対するコメント

評者は民主化以前の台湾について十分な知識がないため、本書を批評するには力量不足である。この点を断った上で、本書に対して若干のコメントを加えたい。

本書の目的は、台湾において国民党の単独独裁が成立した理由を明らかにすることである。評者の印象では、軍勢力や特務といったハードパワーが国民党の台湾統治を可能にしたように思われる。そして、蒋介石がこうしたハードパワーを如何に掌握したのかが、最大の焦点ではなからうか。つまり、本書の要は第4章と第5章であると思われる。一方、第2章と第3章は軍事独裁という実態と憲政という建前との間にある矛盾をどのように取り繕うかという問題を議論している。国民党の理念や憲政秩序といっ

た要素を重視するなら、本書の構成は適当である。しかし、実際には蒋介石が国民党本来の理念や憲法を無視したことを踏まえると、章の構成には検討の余地があるようにも思える。また、第6章は他の章とやや趣が異なるが、国民党政権による台湾統治の実態を分析している点では、第3章と共通点がある。そのことも、章立てに若干の違和感を生んでいる。

本書の価値は、当時の国民党政権の関係者の証言を資料や著者自身によるインタビューにより収集し、史実の細部まで確認している点にある。上記の概要では伝わり難いが、政治的人物の意図や人間関係、制度とその運用実態にわたり、客観的かつ緻密に記述されている。ただし、著者も認めるように資料不足のため議論が不十分な部分もある。

第1に、司法院については資料不足もあり、第2章第6節において考試院とともに比較的簡潔に記述されているに過ぎない。しかし、蒋介石が自らの独裁を確立する過程において、司法院大法官や正副院長^(註2)が果たした役割は決して小さくなかった。国民党が司法院への組織的な介入を躊躇したとことを明らかにするだけでは、説明不足である。また、第1章第4節「2『法統』の確保」では、「引退」した蒋介石総統の「職務復帰」や、国民大会の定足数の変更や国民代表の補充など法的瑕疵のある事例が紹介されている。大法官は憲法解釈や違憲立法審査を行う権限を持っており、国民大会による（「反乱鎮圧時期臨時条項」の制定・改正を含む）憲法改正や立法院による法律の制定を覆し、蒋介石の独裁を阻むこともできたが、実際はそうしなかった。その理由を完全に解明することは難しいが、司法院が独裁の成立に果たした役割をもう少し詳しく説明する必要があるのではないだろうか。

第2に、国民党・蒋介石の独裁に反対し、民主化を求めた事例への言及が少ない。1960年の「雷震事件」（野党への結成が未然に阻止され、関係者が逮捕された）への言及は、CC派との関係を指摘した1カ所（146ページ）のみである。民主化運動を妨害した特務についても、第5章で国民党政権内部の政治力学を主な分析対象としたのみである。また、第3章第3節の末で二・二八事件について触れ、第5

章でも「白色テロ」に言及しているが、1955年以降は「白色テロ」が減少したと述べており、それ以降の特務の活動については詳述されていない。

とはいえ、本書は国民党政権内部の政治過程を詳細にまとめたものであり、今後、1950年代の台湾政治史を理解する上で不可欠な文献と位置づけられるのではないだろうか。上に挙げた問題点は、国民党関係者の証言という一次資料に依拠したことの副作用ではあるが、本書の価値を減じるものではない。そして、1960年代以降の台湾政治史についても、本書と同様に緻密な資料整理を行った文献が出てくることを期待したい。

(注1) 台湾省の首長は、時期により名称が異なる。「行政長官」は陳儀ただ1人で、旧日本領の台湾を接収するため、憲法の適用を受けず、独裁的な権限を行使した。形式上、台湾にも憲政が敷かれた後は「主席」となったが、本文に述べた事情から行政院長による任命制であった。民選の「省長」は1994年選挙で選出された宋楚瑜ただ1人である。1998年に台湾省が形骸化され、台湾省の首長は再び主席に変更された。なお、2007年8月現在、台湾省主席は空席とされている。

(注2) 司法院の正副院長は大法官會議(憲法法廷)に出席しているが、1997年の憲法改正まで大法官ではなかった。

(アジア経済研究所地域研究センター)